

(表)

(專)

七 第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 発行者は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣とする。